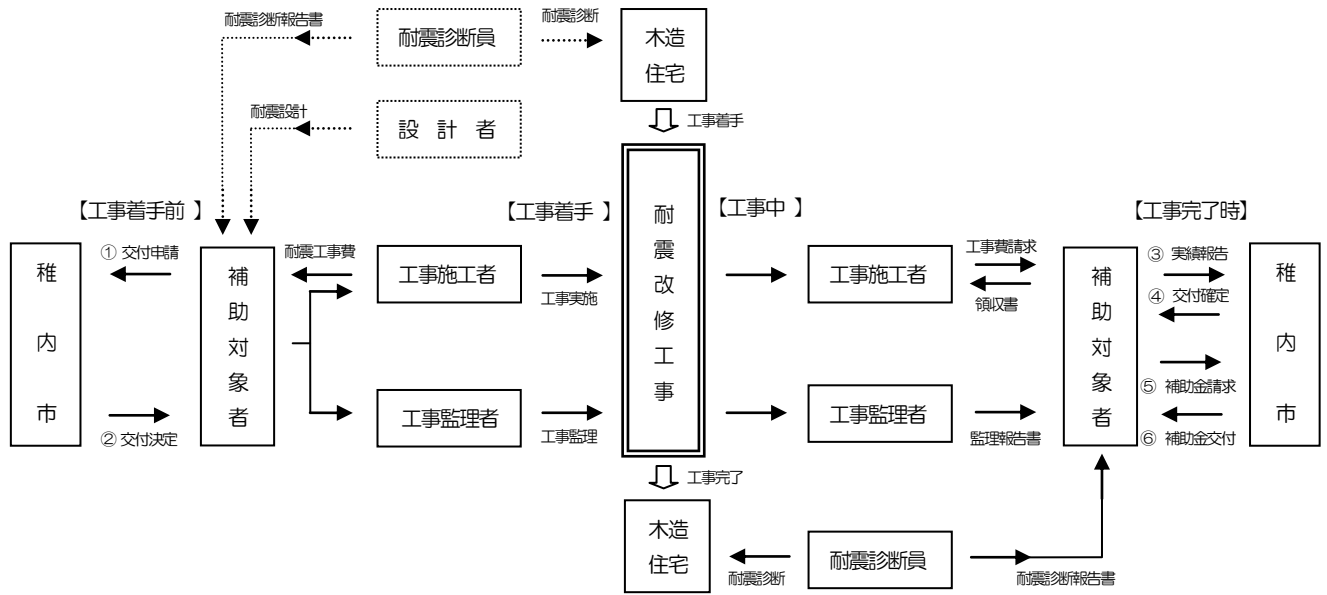


● 稚内市木造住宅耐震改修事業補助金交付制度の申請から工事完了まで(概略)



※1: 木造住宅であって、補助対象住宅の要件を満たすものが対象となります。

※2: 工事の着手は交付決定後となります。(交付決定前に耐震改修工事をした場合は補助金の交付が受けられません。)

※3: 交付決定後に変更があった場合は変更申請が必要となります。(工事施工者、工事監理者、耐震改修経費、改修予定期間、計画内容)

※4: 耐震診断員、設計者、工事監理者は兼ねることができます。

稚内市
(都市整備課)

住宅の所有者等
(補助対象者)

耐震診断員等・施工者
(建築士事務所・施工者)

■補助対象条件の確認

- ・市内に住所があり、木造住宅を所有している。
- ・戸建て住宅又は併用住宅。
- ・地上階数が2階建以下の在来工法又は枠組壁工法である住宅。
- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅。
- ・外壁の中心線隣地境界線又は道路境界線までのいずれかの水平距離が、7メートル以内である住宅。
- ・耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された住宅。
- ・建築基準法その他関係法令に違反する事項がない住宅。

補助制度の説明・書類の配布

事前相談

耐震診断士の名簿公開

設計、監理者、施工者の選定

見積書の作成依頼

見積書作成

工
事
着
手
前

申請書の受理・審査

①補助金交付申請

- ・木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書
- ・改修計画書 ・建築確認通知書の写し・登記簿謄本等の建築年度及び所有者を明らかにする書類
- ・耐震診断員が行った耐震診断報告書の写し ・耐震診断員が行った補強後の想定耐震診断報告書
- ・改修内容が記載された案内図、配置図、平面図等 ・耐震改修工事費見積内訳書の写し・住民票

②補助金交付決定(却下)

補助金交付決定(却下)通知書受理

着
手

変更申請の受理・審査

※補助金変更交付申請

- ・木造住宅耐震改修事業補助金交付変更申請書
- ・変更内容に応じた書類

契約

契約
(設計者、監理者、施工者)

変更承認(不承認)、中止承認

変更承認(不承認)通知書受理

耐震改修設計、耐震改修工事
耐震改修工事の監理の実施

中止決定

工事完了実績報告書の受領

工事完了実績報告書の作成

工
事
完
了

実績報告書の受理・審査

③実績報告書提出

- ・木造住宅耐震改修事業補助金交付実績報告書
- ・改修工事後の耐震診断報告書の写し・耐震改修工事に要した費用の支払を証する領収書の写し
- ・改修内容が記載された竣工図・改修工事の内容が確認できる写真
- ・工事監理者が作成した報告図書の写し

工事費等の受領

④補助金交付確定通知書

補助金交付確定通知書受領

請求書の受理

⑤補助金交付請求書

- ・稚内市木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書

⑥補助金交付

補助金受領